省　令

○農林水産省令第三十三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月六日　農林水産大臣　赤松　広隆

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表輸入の項第三号中「百八十日を超える場合」の下に「、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上二年以内の日であるとき」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年四月十五日から施行する。

告　示

○総務省告示第百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第十六号（地方税法第三百八十九条第二項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の固定資産税から適用する。

平成二十二年四月六日　総務大臣　原口　一博

第一号３中

「(　7)　ＪＡ6648	同	」を
「(　7)　削除	削除	
(　7)の２　ＪＡ769Ｂ	同	」に

改める。

第二号１中

「(　58)　ティー・シー・リーシング有限会社（東京急行電鉄株式会社が使用するものに限る。）		」を
「(　58)　削除		」に、
「(　65)　住信リース株式会社（阪急電鉄株式会社及び東京急行電鉄株式会社が使用するものに限る。）		」を
「(　65)　住信リース株式会社（阪急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社及び近畿日本鉄道株式会社が使用するものに限る。）		」に

改める。

第二号２中

「(107)　ＪＡ323Ｊ		」を
「(107)　ＪＡ323Ｊ		
(107)の２　ＪＡ324Ｊ		
(107)の３　ＪＡ325Ｊ		」に、
「(130)　ＪＡ58ＡＮ		」を
「(130)　ＪＡ58ＡＮ		
(130)の２　ＪＡ59ＡＮ		」に、
「(237)　ＪＡ737Ｘ		」を
「(237)　ＪＡ737Ｘ		
(237)の２　ＪＡ737Ｙ		」に、
「(302)　ＪＡ813Ｊ		」を
「(302)　削除		」に、
「(312)　ＪＡ8236		」を
「(312)　削除		」に、
「(316)　ＪＡ8258		」を
「(316)　削除		」に、
「(399)　ＪＡ8497		」を
「(399)　削除		」に、
「(420)　ＪＡ8557		」を
「(420)　削除		」に

改める。

○総務省告示第百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第十七号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の固定資産税から適用する。

平成二十二年四月六日　総務大臣　原口　一博

第一号３中

「(　3)　北海水力発電株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）	同	」を
「(　3)　ほくでんエコエナジー株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）	同	」に、
「(　19)　株式会社ユーラスエナジー有田川（有田川ウインドファームに係るものに限る。）	同	」を
「(　19)　株式会社ユーラスエナジー有田川（有田川ウインドファームに係るものに限る。）	同	
(　19)の２　株式会社大川原ウインドファーム（電気事業に係るものに限る。）	徳島県知事	」に

改める。

第一号６中

「(　1)　石油資源開発株式会社（札幌鉱業所に係るものに限る。）	北海道知事	」を
「(　1)　石油資源開発株式会社（北海道鉱業所に係るものに限る。）	北海道知事	」に

改める。

第一号11中

「(　26)　株式会社ＪＣＮ船橋習志野（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	」を
「(　26)　株式会社ＪＣＮ船橋習志野（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	
(　26)の２　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	に、
「(　28)　株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	」を
「(　28)　削除	削除	」に、
「(　29)　武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	」を
「(　29)　武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	
(　29)の２　株式会社ジェイコム東京（テレビ共聴施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	に、
(　29)の３　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	」
「(　73)　株式会社松坂ケーブルテレビステーション（三重県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	」を